

第5回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和元年12月11日(水) 10:00～12:00	
場所	市役所本庁舎 3階 第10会議室	
出席者	委員	鈴木委員、加藤委員、石川委員、大橋委員、荻野委員、加藤委員、神谷委員、佐藤委員、塚田委員、二宗委員、野上委員、蓮池委員、藤野委員、前田委員、三浦委員
	事務局	企画部長、行革・政策監、企画情報課長、行政課長、企画情報課長補佐、企画情報課企画政策係長、企画情報課笠原、企画情報課古澤、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	4名	

1. 開会～市民憲章唱和

【司会】:ただ今から、第5回安城市自治基本条例審議会を開会いたします。

本日の会議は、半数以上の委員に出席いただいておりますので、自治基本条例審議会規則第4条第2項の規定により、会議は開催要件を満たし、有効に成立していますことを報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料として「次第」、「第4回 安城市自治基本条例審議会『論点検討グループワーク』ワークシート記録一覧」、あんじょう未来カフェの「ニュースレター1・2」があります。また、事前にお配りした資料として、資料7-1「審議事項の答申内容について」、資料7-2「未審議事項の答申内容について」、資料8「安城市のまちづくりに関する条例の相互関係」です。

「意見書」が2件提出されています。これらは、前回会議後事務局に寄せられた意見で、時間の都合上、読み上げて紹介することは致しませんが、ご一読いただき、審議の参考にさせていただきたいと思います。また、意見書の内容につきましては、事務局の考え方を表すものではないので、ご了解ください。

本日も傍聴の方が見えます。ご報告させていただきます。

それでは、市民憲章の唱和を行います。《市民憲章唱和》

2. 会長挨拶

【会長】:これまでの審議会では2回ワークショップを行い、皆さんから率直なご意見をいただき、論点を整理して参りました。また、未来カフェも行われて、次の世代、また次の世代へ安城市のまちづくりを巡る想いを様々拾っていただくこともできました。

このようなプロセスを経て、検討してきた内容を本日は確認していただくことになります。審議会も残すところ本日と次回となりました。皆さんの想いを率直にお出しただけますよう、

よろしくお願いします。

3. 前回会議の内容について

【事務局】:資料『「論点検討グループワーク」ワークシート記録一覧」をご覧ください。前回の審議会
は、グループワーク形式で、まず、第17条「住民投票」の規定中に用いられている「市民の
意思」という用語の適当さについて、次に、第2条「条例の位置づけ」で用いられている「最
高規範」という用語の適当さについて、次に第26条「条例の見直し」について、今後の検証
のあり方について、最後に「安城らしさ」ということで、今回の答申にさらなる「安城らしさ」を
盛り込むべきかどうかということについて、ご審議いただきました。

4. 議題

【事務局】:それでは議事に入りたいと思います。以降の取り回しは会長よろしくお願いします。

(1) 審議事項の答申内容について

【会長】:資料7-1「審議事項の答申内容について」に沿って、論点ごとに進めて参ります。事務局か
ら説明をお願いします。

【事務局】:資料7-1「審議事項の答申内容について」は、前々回、前回のグループワークでご審議
いただいた論点について、答申書への記載内容の方向性について事務局で精査し、まと
めさせていただいたものです。一部、事務局からの提案も記載させていただいていますの
で、改めてご審議をいただきたいと思います。

まず、本審議会の諮問内容としては、「1 安城市自治基本条例に基づく安城市の取組に
ついて」と「2 安城市自治基本条例の規定について」でした。

1 安城市自治基本条例に基づく安城市の取組状況について

【事務局】:取り組みについては、平成26年度の検証以降に本条例に関連して実施した市の事業等
を取りまとめ、第1回審議会で、「安城市自治基本条例に関連した事業の取組状況」という資
料で報告させていただき、第2回の審議会でご議論いただきました。

概ね適切に取り組まれていることを確認いただいたと考えていますが、一部の委員からは
「実施事業と条例に密接な関連がないのではないか。後付け的ではないか」というご意見を
いただきました。そのため、「常に条例の理念を意識して事業の立案等に臨むことが重要」
である旨を答申書に記載したいと思います。

また、前回グループワークの中で審議いただいた大論点6「安城らしさ」についての意見も
8ページに記載しています。いただいた意見としては、「前文を5年ごとに見直したらよいので

はないか」、「新しい文化を創造していくことが大事なので『文化の創造を推進』を条文に盛り込む。」、「第19条の『持続可能な社会の形成』の項に、『市長・コミュニティ』のあとに『事業所』を追加した方がよい。事業所としても活発に活動しているので、事業所に期待するところがある。」、「現在の前文の中で安城らしさが出ている。基本理念の中で『らしさ』を出すのは難しい。『具体的なまちづくりの中で』考えるべきでは。」、「『若者のまちづくりへの参加を促進する』ことが必要。」といった意見をいただきました。

全体の意見としては、本条例は、まちづくりを進めていく上で大切にしたい理念を定めるものであり、条文の改正は必要ないというご意見を多くいただきました。

これを踏まえて、条文の追加等を行わないものの、「文化の創造を推進」「若者のまちづくりへの参加の促進」については、推進すべき施策への提言という形で、答申書内の(1 本条例に基づく安城市の取組状況について)に記載していきたいと思います。

1ページの最後の段落に記載してありますように、「文化の創造を推進する」、「若者のまちづくりへの参加を促進する」という意見についても、「今後市として、そういう観点での施策も推進すべき」というご意見として、答申書の取組状況についての箇所に記載します。

【会長】: 条文そのものの改正ではなく、答申に意見を付して今後の施策に反映させていくということですが、これについて、どうでしょうか。ご意見をいただきたいと思います。

【委員】: 今説明された内容で良いと思います。若者のまちづくりへの参加、文化を創造することは重要なことだと思いますが、前文に書かなくても今回の見直し結果でそういう意思が反映できればいいのではないかと。前文は基本的なことを表しているので、これが見直す度に変わってくるのもおかしい気がします。前文を見ると、若者のまちづくりへの参加、文化の創造は、これに含まれていると解釈して、敢えて前文を修正するのではなく、検討の意思をしっかりと伝えていけばいいのではないかと思います。

【委員】: 前文の中に含まれていると言えましょうかもしれませんが、グループワークの話の流れからいくと、少し足りないのではないかと。これから他も条文そのものを直す話になってくるので、この際、前文に2つのことを入れた方がすっきりするのではないかと思います。

【委員】: 私は、前文には文化が欠けている、文化がもっと前に出た方が良いのではないかと、という思いを持っていますが、では「文化」とは何なのか、「創造」とは何なのか。「文化」にはいろんな文化がある。「創造」は新たに生み出す、創りあげること。だから「文化の創造」を前文の中に入れるのは、私は良いと思います。

【委員】: 私は若者の参加は大切だと思っていて、行政のいろんな施策の中で若者が関わっていければありがたいなと思います。また、「文化の創造」は、安城市で文化は大切にされているのかな？と思うことがありますので、これを推進していくことは大いに賛成です。

でも、この2つを前文に入れたら推進されるかというと、そうではない。推進されることは、

条例の中に入っていることで、条例の想いを前文で伝えるということだと思うので、このままで良いかなと思います。

【会長】:事務局に確認したいのですが、答申書に記載される場合、それがどう担保されていくのでしょうか？

【事務局】:「若者の参加」と「文化の創造」は、ワークショップの中で非常に前向きなご意見をいただきましたので、事務局の方でも前文に入れられないか、新たな規定を設けられないか、を含めて考えた結果が今回の提案であります。

答申書に盛り込んでいただくことで、具体的にこの答申がどう今後につながっていくかというご質問ですが、いただいた答申は市として重く受け止め、それが自治基本条例の検証結果ということにとどまらず、安城市として各部門でそれぞれ施策を進めていく際に、当然共有されるべきものだと思っています。文化行政ですぐこういう事務事業が始まるのか、防災やまちづくりですぐに若者の参加が進んでいく、とまでは申し上げられませんが、横展開していく働きかけ、動きを我々がしなければならないと考えています。

【会長】:市の内部検証で見ていただくことも必要ですが、むしろ市民の皆さんが日頃の生活の中で、そのところを確認していただくことが大事かなと思います。

2 本条例の規定について

大論点1「市民の定義」(第3条)

【事務局】:まず大論点1「市民の定義」(第3条関係)です。これは現在の本条例の市民の定義の範囲が適当かどうか、というものでした。いただいたご意見としては、「市内に住む者でなくても学生、事業者、法人の考えは市政を考える上で無視できない。むしろより幅広い視野、観点からの活動が不可欠。」、「異質な考え、文化、成育歴を持った人々との協力・協働を考えると、今のままでよい。」、「幅広い意見を取り入れて市は発展する必要がある。」、「外国人の割合が増加した現状においても、特に問題が生じていない。」、「『市内で活動を行う者』の活動範囲が広過ぎるので、安城市に関わる活動に限定するべきでは。」というようなご意見でした。

以上のように、今のままの定義で問題ないというご意見がほとんどでした。一方で、「市内で活動を行う者」という表現が広範過ぎるという指摘もありましたが、本条例の趣旨からして、およそまちづくりに関連しない突発的・短期的な「活動」は含まれないものと考えられます。

以上のことから答申に向けての対応案としては、審議会の結論として、「市民の定義」は適当である旨を答申書に記載します。活動の範囲をこと細かに本条例に規定することは難しいと考えますが、ご意見も踏まえ条例の解説内に「いかなる活動も無制限に含むものではない」という趣旨を追加するべき旨を、答申書に記載します。

【会長】:今の説明について、いかがでしょうか。

【委員】:今回の見直しの1つのポイントとして、言葉や単語で誰が見ても誤解がないように、ということで、私も注意して確認しました。そこで事務局にお尋ねしたいのですが、「いかなる活動も無制限に含むものではない」という表現の意味が私にはよく理解できない。取り方によっていろんなことが想像できそうな気がするのですが、どういうことを抑えようとしているか説明していただけないでしょうか？

【事務局】:「市内で活動を行う者」で想定している活動は、ある程度継続的に行う活動で、単に市の区域を通過していくような方は、ここに含まれないということを、逐条解説の中で明記していきたい、ということです。

【委員】:「無制限に含むものではない」は解釈の幅が広いと思うので、もう少し具体的に表現していただいた方がいいんじゃないかと思いますが、他の皆さんはどうでしょうか。

【事務局】:もう少し具体的に事例が想定できるような表現に改めさせていただきたいと思います。

【会長】:今の所は、解説に関わる部分ですが、条文そのものについては変える必要がないということとよろしいですか？

【委員】:はい。

【会長】:他の皆さんはどうでしょうか？

【委員】:おっしゃる通りで、わかりやすい表現にした方がいいと思います。

【会長】:それでは、今のご指摘の箇所については、誤解を含む解釈にならないよう解説内容を再検討するということで、どうするかは一任していただいて、もし具体的にこうした方がいいという提案がありましたら、会議の終了後でも結構ですのでいただければと思います。

大論点2-1 議会の責務(第10条)

【事務局】:条文中に出てくる「市民の意思」という用語が、市民の定義も踏まえて正確か？というものでした。いただいたご意見としては、「議員は、選挙権を有する市民によって選ばれるが、議員活動は有権者に限らず、広く市民の声、多様な意見を聞きながら行うべき。」、「議会は、市民の利益を幅広く考慮して職務を行うべきである。」というご意見をいただきました。

答申に向けての対応案としては、今のままで問題ないというご意見が多く、審議会の結論として、「議会の責務」(第10条)の「市民の意思」という用語は適当である旨を答申書に記載したいと思います。

【会長】:これについていかがでしょうか(→異議なし)。

では、そのように対応していただきます。

大論点2-2、3 議員の責務(第11条)

【事務局】:条文中に出てくる「市民の利益に資する」という用語が、市民の定義を踏まえて正確か、というものでした。審議会でいただいた意見としては、「一部の人々の意見だけでなく広く、という点がポイント。」、「議員は、選挙権を有する市民によって選ばれるが、議員活動は有権者に限らず広く市民の声、多様な意見を聞きながら行うべき。」というものでした。

答申に向けての対応案としては、今のままで問題ないという意見が多く、審議会の結論として、「議員の責務」(第11条)の「市民の利益に資する」という用語は適当である旨を答申書に記載します。

【会長】:これについていかがでしょうか(→異議なし)。

では、現行のままで対応していただきます。続いて、(2)の「市民の代表者」について説明をいただきます。

【事務局】:審議会でいただいた意見としては、「有権者のことだけでなく、広く意見を取りまとめるという意味でこのままでよい。」、「有権者だけの代表という誤解を招くおそれがある。削除すべき。」といったように両方の立場からご意見をいただきました。

事務局としては、誤解を招くおそれのある表現は極力修正すべきだと考えます。そこで、答申に向けての対応案としては、「議員の責務」(第11条)の「市民の代表者」に関して、現行で、「議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。」とある条文から、「市民の代表者として」という表現を削除する案で答申書に記載させていただきたいと思います。

ポイントとしては、「市民の代表者」という用語について、市議会議員は選挙権を有する住民の投票により選ばれるため、本条例において市外住民や法人も含む「市民」の代表という表現は、正確とは言えません。また、「市民の代表者」を「投票者の代表者」等とすると、議員は自身の投票者の代表として、その者のためだけに活動することを期待しているという誤解を招きかねず、条文の趣旨に合わないと考えられます。「市民の代表者」という用語を用いなくとも、条文全体の趣旨は変わりません。

【会長】:これについて委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います(→異議なし)。

では、現行を改正案のように修正していきたいと思います。

大論点3 住民投票(第17条)

【事務局】:条文中に出てくる「市民の意思」という用語が、市民の定義も踏まえて正確か、というものでした。審議会でいただいた意見としては、「『市民の定義』が確定であれば、『住民投票』を『市民投票』にすればよい。」、「住民票のない方は投票できないが、住民以外の方のことも考えて投票するケースを考えるとこのままでよい。」、「用語が紛らわしいので『市民』を『住民』に変更した方がよい。」、「投票するのはあくまで住民であり、混乱させるので、変更する

べき。」というように、両方の立場からご意見をいただきました。

事務局としては、誤解を招くおそれのある表現は極力修正すべきだと考えます。そこで、答申に向けての対応案としては、現行で「市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。」とある「市民の意思」を「住民の意思」に改めたいと考えます。

ポイントとしては、現状、第1項で、本条例において市外住民や法人も含まれる「『市民』の意思を確認する必要があるとき」という表現を用いています。第2項において、住民投票が行われる際の投票の資格要件は、別に条例で定めることとしていますが、「市民投票」ではなく「住民投票」という文言を用いていること、逐条解説の内容からも本条の趣旨として、住民以外の者を投票の対象にしていなと思います。実際の投票事務を想定した場合も、住民に限定して投票が行われるものと考えられます。以上のことから、「直接市民の意思を確認する」という表現は正確とは言えないため、表現を改めたいと考えます。

【会長】:これについて皆さんの意見を賜りたいと思います。

【委員】:今回、市民の定義からはじまって、市民と住民がある程度明確になったと思います。活動するための動きとしては、住んでいる「住民」だけでなく、関係している「市民」であることが重要だと思います。しかし、その中で意思決定するのはやはり安城市に住む「住民」。今回の修正案は、そういうことがより明確になった、誤解を招くことがなくなったと判断して、これで良いと思います。

【会長】:非常にわかりやすい補足説明をいただきました。他にご意見は？（→異議なし）。

では、この17条については、改正するということでいきたいと思います。

大論点4 条例の位置付け(第2条)

【事務局】:条文中に出てくる「市の最高規範」という用語が正確かというものでした。審議会ですでにいただいた意見としては、「『最高規範』にいろいろな解釈があり、誤解を招いている。」、「『市の最高規範』という言葉は、オーバーな表現である。」、「『最高規範』という用語を外しても、意味が通る。」といったように、改正すべきとの意見を多くいただきました。

そこで、答申に向けての対応案として、現状で「この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。」とあるものを、「この条例は、市のまちづくりに関して基本となる条例です。他の条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨を尊重して定められるものとします。」という表現に改める案を答申書に記載したいと思います。

ポイントとしては、本条例は、前文に記載のとおり、市民が主役の自治の実現のため安城市におけるまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。その中で「最高規範」と

いう表現は、その範囲を超え、読み手によっては法規上の上下関係を表しているような誤解を招くおそれがあります。第1条に規定されているように、本条例は市民参加と協働によるまちづくりを推進することを目的にしていますが、同時に市のまちづくりに関して基本となるものというのが、位置付けの表現として、適切だと考えます。よって、本条例の位置付けを表す前段の表現をより適切、かつ、誤解の生じないような表現に改めます。また、他の条例等との関係を表す後段も、条例等の上下関係を想起させるおそれがある表現が含まれているので、改正案のように「この条例の趣旨を尊重して定められるものとします」という表現に併せて改正していきたいと思います。

【会長】:この提案内容についていかがでしょうか(→異議なし)。

それでは、このように改正をしていきたいと思います。

大論点5 条例の見直し(第26条)

【事務局】:これは、本条例を今まで通り定期的に見直す必要があるかというものでした。審議会でいただいた意見としては、「社会状況の変化に合った改正がしやすくなるので、このままでよい。」、「『必要に応じて』や『社会情勢の変化の時』では、いつ誰が判断するのか曖昧になるので、このままでよい。」、「5年ごとでなくても常設の委員会のような集まりをつくることも検討してはどうか。」、「現在の規定では見直しが必要かどうかは、市長が判断することになっているので、あえて5年で縛る必要はない。」といったように、今のままの規定で問題ないという意見がほとんどでした。

一方で、「5年が縛りになっていないか。必要に応じて2年でも6年でもよいのでは。改正した方がよい」というご意見もいただきました。いずれの意見も、「検証自体は必要」という点は一致していました。

本条例は、市民参加と協働によるまちづくりを進め、市民が主役の自治を実現するための普遍的な原則を定めているものであり、検証のたびに、その原則が変わるべきものではなく、今回の審議会の答申に基づく改正により、条例として安定させるべきという考え方もあります。一方で、本条例の根幹でもある市民参加と協働について、本条例を見直さないと一層の推進が図れないような場合等には、速やかな検証が必要だと考えています。

資料8は、本市のまちづくりに関する条例の相互関係を表しています。安城市自治基本条例は市民参加と協働によるまちづくりを基本原則としています。市民参加は「安城市市民参加条例」が、協働については「安城市市民協働推進条例」が制定され、両輪となっています。そして市民参加は「安城市市民参加条例」に基づき、常設の附属機関として「市民参加推進評価会議」が設置され、市民参加の対象や実施状況などのほか、市民参加の推進状況の評価を行っています。また協働については「安城市市民協働推進条例」に基づき、常設の

附属機関である「市民協働推進会議」が設置され、市民活動団体の活動評価のほか、市民協働推進計画の策定、進捗評価などを行っています。

定期的な見直しの代わりに、常時、市民参加と協働の評価を行っている「市民参加推進評価会議」「市民協働推進会議」の発議によっても、本条例の検証を行えるようにしていきたいと考えます。

そこで、答申に向けての対応案として、「条例の見直し」規定は、このままでよいという意見を多くいただきましたが、上記を踏まえ、改めて、事務局提案についてご審議いただきたいと思います。

事務局提案の具体案としては、資料8の裏面のように、現行は「市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし…検証します。」とあるのを、「市長は、規則で定める市のまちづくりに関する附属機関の意見があった場合又は社会状況の変化に照らし必要と認める場合は…検証します。」と改めるものです。

これにより、現状は市長からしか検証の発議がなかったものが、附属機関からの発議も可能となりますので、現場目線、市民目線での見直しのきっかけができ、効果的な検証が可能になると考えます。

尚、発議をいただける対象の附属機関については、現状、「安城市市民参加推進評価会議」と「安城市市民協働推進会議」を想定していますが、別に規則を設けて、その中で具体的に発議の対象となる附属機関を規定していくことを想定しています。規則で規定することで、今後対象となる附属機関を追加等する際には、スピーディーな対応が可能になると考えています。

【会長】: 皆さんのご意見に加えて、「安城市市民参加条例」と「安城市市民協働推進条例」といった、条例を推進したり検証したりする2つの会議の役割についても検証した上で、今回このような改正提案をお諮りしたいということでした。これについて皆さんの考えをいただきたいと思っています。また、この委員をされている方がいらっしゃれば、そのご経験を踏まえて発言していただければと思います。

【委員】: 現行は5年を超えない期間で検証する、となっていて、5年でなくても1年目、2年目でもOK。ただ、あまり長い期間置いておかず、ある程度の時代・時代で検証した方がいいのでは、ということで、最初につくる時にずいぶん議論をして「5年を超えない期間」にしました。「5年ごとに」と決めてしまったら、その間に何かあったらどうするかということで、「5年ごとに」としなかったと記憶しています。

今度の改正案では、行政が意識して条例の検証をやっていかないと、消えてしまうという不安を感じます。

自治基本条例は難しい言葉なので、皆さんの記憶から消えてしまいやすい。「まちづくり

条例」にするか「自治基本条例」にするかずっと話し合われて、個人的にはまちづくり条例の方がいいなと思っていましたが、皆さんで話し合った結果、自治基本条例となった。まちづくりに関する条例なんだということが皆さんの認識の中にあると、市民の関心も呼びやすいと、今になって思います。できてしまったものですから、改定しろとは言いませんが。年度を消すことに一抹の不安があります。

【委員】:2つの評価会議と推進会議がありますが、ここに新しい団体が参加することはあるのでしょうか。もしなければ、この委員の方達が発言しなければ、改正にならないのかなと。私は普通の市民なので、何か動いてほしいなと思った時に、自分はどこからどう発言していったらいいかわからないというのがあります。

公募市民とありますが、今回のように公募で入ったとしても、数で評議されてしまうと私一人で反対したとしても何も変わらない。大勢の意見が大切かもしれませんが、小さな声を拾い上げてもらえないのかなという思いがちょっとあります。

附属機関を追加とありますので、できればこちらにも市民の声が反映するような会をつくってほしいなと思います。

【委員】:期限を区切るの大切なことだなと思いました。2つの評価会議、推進会議で意見がなければ素通りしてしまう。何も無い方がこの2つの会議にとってはラク。だから、何年と区切ってやった方が、意見を出そうと思った時に出せるんじゃないかと思います。5年でなくてもいいので、何年かおきに。附属機関の意見があった時にというのは大事なことで、下にあるこの機関から意見が出た方が討論しやすい。そういう点で改正案はいいと思いますが、ある程度期間を区切った方が、検証をやらない可能性を少なくすることができると思います。

【委員】:私は町内会長連絡協議会の立場で「安城市市民参加推進評価会議」と「安城市市民協働推進会議」の2つの代表を今年から務めています。ここで意見が出なければ、自治基本条例の見直しができないというのは、大変責任が重いなという気がします。年に2回程度の常設会議で、この中で自治基本条例まで遡って、さらに改正にまで及ぶような意見が出てくるのかなと心配になってきます。

2つの会議の中で、年に1回必ず自治基本条例に関わる見直しを議論するようにルール化したらどうかと思います。そうすれば、5年に限らず、毎年意見が出せる訳ですので。他の機関を追加する話がありましたので、そこを含めて、というルールでいいと思いますが。市長が言い出すまでできないのでは、お互いに面倒なことは言い出さないかもしれません。ルール化すれば、随時意見も出るんじゃないかと。それを受けて、企画情報課で、これは自治基本条例の検証会議を開かなければいけないなと感じてもらえればいいのかと思います。5年というのを改正案のように変えても、運用面でルール化すれば、ずっとそのままになってしまうことはないのではないのかなと思います。

【委員】:この条例は安城市が目指す自治の普遍的な方向を規定する条例だと私は解釈しています。

普遍的な方向を定めてあるとすれば、そう度々変わるものではないのではないかと。逆にそれがもし度々変わるのだとしたら、それが基本的な条例にしては言葉を細かくし過ぎているんじゃないかと思います。会社でいうビジョンとか経営方針を表すのが自治基本条例。市長が変わろうが、議長、議員が変わろうが、市民として、安城市はこういうところを目指しているんだ、だから市長も議員もこの考えを十分配慮した形で市政運営にあたってほしいんだ、というのが自治基本条例だと考えています。

制定してから1回目・2回目は必要だったかもしれません。言葉のあやふやだったところ、人によって捉え方が変わるところ…条文の意味や位置づけ、言葉の定義を見直す必要があった。でも、それは今回で一通り終わるんじゃないかという認識をしています。

各人は自分のイデオロギーがあります。世の中を見ても、賛成だ、いや反対だと。それを民主主義という面で尊重することも必要でしょうが、やはりある時期になれば、どっちかに決めて進まざるを得ないと思います。そういう意味で、基本的なところを決めたら、それはそれでやるべきじゃないか。基本条例がそういう位置付けを持っているということ自体が、思想をそちらに向けるための位置付けと取れば、そういう考え方もあると思います。そこを十分討議した結果の1つがこれだと私は認識しています。

普遍的な方向を表したものがこれだとすると、毎回毎回年度を区切ってということではなく、必要に応じて、市長が判断する、ということではないか。ただし市長だけでは、本当に漏れなく市民の声が反映できるかということに対して、やはり目線が違うので、今設置されている2つの会議の意見をしっかり汲み取ってもらい、市長が判断をする、市長が動かないのであれば、別の、議会や団体が声を上げればいいのであって、定期的に条例を毎年見直すことの代わりになるんじゃないかと思います。

安城市市民参加推進評価会議は、WEB上でも議事録がしっかり載っています。これを見ると、かなり具体的な、その年にやった事業に対しての評価が主体じゃないかなと思います。それはそれで重要な位置づけですが、市民の協働・参画というような、もう少し上位概念の元での目線を高くした議論になるように、事務局の方から明確にしてもらえれば、毎年やることなく、そこはそこでそういう見方の反映ができると考えます。そういう面で、私は事務局からの提案は、こういう方法が望ましいのではないかと思います。

【委員】:「市民参加推進評価会議」に、実は私も出たことがあるんですが、いろんな行政の事業や活動で市民参加が推進されているかどうかチェック、評価をしていたように思います。このメンバーは毎年変わります。何年か同じ方が出ているところもあるけれど、1年ごとに変わっていくグループもあります。

この2つの会議はそれぞれ大事な会議で、今の議題でいっぱいいっぱい進めていて、

もう1回増やして自治基本条例について確認しようかという形になっていくと、今の会議の内容と全然違うし、既設の会議で検討しましょう、くっつけましょうというのは安易ではないかと思います。同じまちづくりでも、少し姿勢が違う。

ここでやれと言われればすると思いますが。議題にあげてやるとなると大変。今、この会議でも検討するために何度か会議を持っている訳で、この2つの会議の中で検討ができるのか少し疑問だなと思いました。

5年10年経ったからもう検証しなくてもいいんじゃないかという話がありましたが、以前5年経った時に行った検証会議では、自分の中ではそんなに問題なく、いいんじゃない？と終わったような気がするんです。ところが10年経ってみると、いろんなことが変わってきて、ああ、時代が変わったんだなあ実感しています。もう少し検討が必要じゃないの？と。

今回ずいぶん丁寧に検討されたように思います。だから、5年でなく10年後でも構わないとは思いますが、年数を消してしまうことに対して一抹の不安があります。

【会長】:今いただいた意見の中で、少し整理をしておきたいと思います。まず、条例の見直しについては、先程提案のあった2つの会議で検証をする、ということではないんです。現行も改正案も、後半の段落、「市民参加のもとに検証する」ということについては変わっていない。見直しの必要性が提案された事項について、今回のように、何度も検証するための会議体が設けられる。市民参加で検証した上で行政がこの条例の見直しを検討していきます。この2つの会議は、検証の発議をするということであって、検証するということではないんです。

また、先程言われたように、通常の会議の中での議事に加えて、条例の見直しの必要性について検討することが必要になってくると思います。そこは、行政の中で意見調整をきちんとしておかないといけないかと思います。

それから、先程ご意見がありましたように、これは、多数決ではないだろうと思います。市民参加の現状と照らし合わせてみると、現行の自治基本条例について、検証すべき案件がある、是非委員会を設置すべきであるという意見があれば、それが例え1名であっても、それぞれの会議体が、その意見を汲み取って事務局に提案し、その必要性について検討し、回答しなければいけないということになると思います。全て透明性の中で、見直しの必要性について検討がはじまっていくことになる。検討すべきかどうか、2つの会議の中で審議をして多数決で決定することはないと思います。

事務局に確認ですが、この2つの会議は常設で年2回程度となっていますが、この議事は市長からの諮問があって審議されるのか、自主的に委員会が会議を設けて検討しているのか、どうでしょうか。

【事務局】:今日、2つの附属機関を担当している部署が会議に来られませんでしたので、一部不確かな所もあるかと思いますが、例えば「市民協働推進会議」において、何か計画をつくる場

合は、原案を諮問させていただいて、その答申をいただくようなことになると思いますが、通常の評価会議については定例的に行っているものなので、特に諮問という形はとっていないと思います。

【会長】:となると、この2つの会議体の発議によって本条例の見直し・検証を行えるようにするということになる、市長から諮問がなくても、今の会議の中で、1つの重要なテーマとして、市民協働・市民参加それぞれの観点から、条例の現状がどうなのかについて毎年検討することをはっきりさせなければいけませんね。

【委員】:先程の私の発言としては、市民参加・協働を進めていくうえでどうしても条例が実情に合っていないという意見があれば、それを会議として企画情報課に伝えて発議をする、ということをお願いしたつもりです。ただ、そういうことだけにしておくと、誰も言わなかったらそのままになってしまうので、必ずこの会議の中で、今の条例のままでは活動がしづらいということがないかを聞く機会を毎年設けたらどうか。内容について議論することは2回ではとてもできません。4回・5回やってここまでくる話ですので。

【委員】:例えば「市民参加推進評価会議」でどう検討するか、想像ができない。市民が参加して推進しているかを評価する会議であって、いろんな条例を検討する会議ではないので。市民参加を評価する会議が、自治基本条例も…というのは納得がいかない。

【委員】:各団体の代表、副代表の方がメンバーに入っていますので、その団体として、現状で市民協働や市民参加の面で活動がしづらくなっているということを会議で発言すれば、それを企画情報課の方に伝わるようにするというのが私の申し上げたことであって、内容について検討するのは私も自信がありません。

【委員】:私が言った意見に対する意見とは違う意見を下さったなと思います。

【委員】:私が先程言ったこととちょっと違う解釈をされたので、補足させてください。検証しなくてもいいとは思っていません。やはり検証は必要だと思います。

それから、今言われたように、この2つの会議では、活動をしてきて、今の進め方、条例では困ってしまう、おかしいんじゃないかという観点から、上に上げてほしいと。基本条例についてこの会議内でどうこうするというのではないと申し上げたつもりです。

【会長】:他の委員の意見も伺いたいと思います。

【委員】:やはり問題があるから議論がスタートするという意味では、今仰られた通りだと思います。全部を見直すのが一番いいとは思いますが、皆さんの限られた時間の中で検討するには、問題が起こりそうな時、起った時にそれについて検討するのが一番手っ取り早い方法だと思います。

【委員】:グループワークの時には、5年を残すという意見が多数だったと思います。これを敢えて取る案が出されたということですが、私は、5年を残した方がいいと思います。これは委員の中

でも意見が分かれると思いますので、これを承知するかどうかは、できれば多数決を取っていただきたいと思います。あるいは、賛成反対を確認していただきたいと思います。

【会長】:では委員の皆さん全員からご意見をいただきたいと思います。

【委員】:5年を残すべきかどうかは、これまでの審議会に私はあまり出ていないのですが、そういう中の発言ですが、大元の自治基本条例を変えていくには不安があります。大枠から下に降りていってそれで検討する会議ですので、そのやり方を一度見直していただいて、5年という縛りがなくなってもいいように、というところを一度論議していただきたいなと思います。

【委員】:私は単純に、年数を入れなかったのはなぜかな？という思いがまずあります。これは、2つの常設会議の中でいろいろ意見を聞いて検証なり発議をしていくということですから、それはそれで改正案でもいいのかなと思います。ただ、「社会状況の変化に照らし合わせて」の「社会状況」とは誰が判断するのかなと。これが常設委員会の中でその都度判断していけばいいんだと。常設委員会も、団体だけど、団体である前に市民ですから、市民の声を常設委員会に反映させることはできるんじゃないかなと思います。そこで出てきたものを審議会で議論すればいいので。年数が入ってないのはどうかとは思いますが、敢えて年数は入れなくても、改正案でもいいかなと思っています。

【委員】:私は前回出席できていないんですが、5年という縛りが10年であってもいいのですが、縛りはあった方がいいのではないかなと思っています。それに加えて、今回提案のあった2つの会議で意見が出たら(検証会議が)開かれるという両方でやっていけば、より安城市のためになるんじゃないかなと思います。

【委員】:5年に拘っている訳じゃないんです。10年でも構いません。10年では長いから、常設の会議で意見が出たら再検討しようよ、というくらいでもいいですが、やはり年数の縛りは必要だと思います。

【委員】:年数は正直、非常に微妙なところですが、やはり一定期間でチェックポイントが入った方がいいんじゃないかなと感じています。そうでないと、附属機関からの意見がない限り動かなくなってしまうんじゃないかという懸念がある。ただ、それを5年という年数に縛るのか、必要と認められる場合とするのか。必要と認めるのは誰がするのか、そこら辺がはっきりするのであれば、年数はなくてもいいのかなと思います。

【委員】:十分に話したので次に渡します。

【委員】:基本条例ということですが、理念であり、まちづくりをしていく上での1つの精神理念だと思います。それがころころ変わるのであれば、それ自体が時代や社会に合っていないということですから、ずいぶん時間をかけて今回も議論をし、これが時代や社会、安城市のまちづくりに合っているという判断をしたと思うんです。

具体的に基本条例に問題があるというのが、どこで出てくるかをイメージすると、恐らく事

業の立案や実施をしていく中で、これは基本条例の理念と違うんじゃないかと、例えば若者のまちづくりへの参加を促進しようということが謳われていますが、その中で子ども達がどんどん市政に参加してきて、ちょっと待てよ、まだまだ子どもは未熟だ、子どもがまちづくりに参加するのはまだ早いのではないかというような状況が生まれてきた時に、条例を変えなければいけないのかな、と僕はイメージしました。

確かに必要な場合も出てくるのかなと思いますが、今回これだけ丁寧に議論をしたことを考えると、先程言ったようにあまりコロコロ変わるべきものではない。見直しは定期的であろうが何だろうが必要に応じてすべきことだと思います。ただ、必要もないのにこれだけの人間や安城市のスタッフが定期的に集まって、延々と議論するのは非生産的だなという気がします。だから、持ち方を考えてはどうか。定期的にやるなら定期的に、5年に1回は見直しをする。ただ、必要かどうか意見を聞いて、必要がないということならば、時間をかけずに短時間で終わるようなシステムをつくらないと、やらないよりはやった方がいいだろうという会議になっていく可能性がある。やるのであればどういう持ち方にするか、費用や労力との兼ね合いを考えた検証会議の持ち方を検討したらどうかと思います。

【委員】:私も、検証自体は必要だと思いますが、期限にこだわるのはどうかと思っています。だから、検証の度に関わるものでもないもので、条例を安定させるべきかなと思います。

先程言われたように、附属機関がいろいろありますが、だいたい同じようなメンバーが出てこられる。なるべく、この団体も新しい団体が入るように、事務局も努力していただいて、いろんな意見が出やすいようにしていただくといいのかなと思います。

それで、先程言われたように、1人でもその中から活動がしづらいつかの発議があれば、どこに出していけばいいかを討議していただけると、上の方に持っていけるんじゃないかなと思います。

【委員】:5年が正しいかどうかはわからないんですが、個人的な意見があった場合は、公募市民として参加して意見を伝えることもできるし、パブリックコメントなども可能であるし、2つの会議に加えて附属機関を追加することもできるということがあるので、この改正案でいいと思います。

【委員】:グループワークで今までのままでいいという意見が多かったのに、それが今回、検証自体は必要ということで改正案が出ているのですが、私のいたグループでは、さらに市民の意見を主体的に取り込むために、附属機関の発議も入れるという意見だったので、定期的な検証と、さらに附属機関による発議も、という案が出たらよかったなと思いました。

発議に関しての具体的な運用が今回なかったので、どうしたらいいのか、もめちゃったのかなと思いました。定期的な検証については、問題だなと思うこともあるんですが、ふさわしかったねとか、これはよかったねとかを検証する機会にもなるので、必要だと思います。

【委員】: 前回お休みしましたので申し訳ありません。私も、5年を超えないという感じで年数の縛りはあった方がいいのではないかと思います。5年以内でやられて、変える必要がないということであれば、1回で終わるとか時間をかけずにできればいいと思います。

2つの会議でということについて、活動している内容から基本条例の検証にもってくるのは想像がつかない、というご意見がありましたが、私も想像がつかないです。ちょっと違う。持っていくところが別にあるんじゃないかなと思いました。

【委員】: 今回の審議会は、安城市の自治基本条例4ページに渡るもののうちの第1章、3章、4章くらいを中心に上げました。それ以外もたくさんある。例えば6章の「市民参加と協働」の中に、市民参加、コミュニティ、連携、住民投票、危機管理、持続可能な社会の形成、といろんな項目がある。今回議論されたところは、皆さんにしっかり意見を言っていて、当分いじる必要はないと思うが、それ以外の部分が実際の市民参加、市民協働と直結している内容だと思います。今回議論した内容が個々の会議の中で出てくるとは思いますが、残りの内容の中に、活動を進めていくうえで問題が出てくると思われます。だから、常設の機関で、各団体から意見があればこの会議の場で言っていれば企画情報課に必ず伝わるという運用を定着させていただければ良いと思います。

【会長】: 皆さんの意見を聞くと、皆さんのこれまでの審議の中では「現行のままでいい」という意見が大多数を占めていたにも関わらず、今回事務局から修正案を出してきているということについて、その手続きそのものがおかしいのではないかとということもありました。

5年という枠に縛られる中でこういう審議会をすること、問題のあるなしに関わらず5年に縛られ過ぎていることは非生産的ではないかというご意見もありましたし、とは言っても、一定に縛りを設けないと問題意識はなかなか持ちにくいのではないかとご意見もありました。

そこで、皆さんのご意見を聞く中で、例えば「市長は、5年を超えない期間において、規則で定める市のまちづくりに関する附属機関の意見を求め、必要と認める場合には、この条例が、市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します」というような考え方もあるのではないかと思います。

大事なのは、どうしてやらなければいけないのか、市民の側の発議が重要だということ。市長が言うからではなく、市民が必要だからということをベースに、市長が審議会を開催して検討することが大事な手順だということを、皆さんが共通して仰ったと思います。

期間を設けないと曖昧になってしまうので、5年という括りの中で、まず市民の側に改正を求める意見があるかないかをきちっと聞くということが必要であろうと。それで必要であれば、市長も、その根拠も検討した上で、見直しの検証を行う市民参加の委員会を設けるかどうかの判断をしていく、というところが皆さん共通して出された意見だったかと思います。

もし間違いがなければ、その方向性で原案を修正してみたいと思いますがいかがでしょう

か。その前提として、2つの会議で、通常の業務以外に、新たに自治基本条例の改正の検討の必要性があるかを審議事項とすることが加わるという前提で委員構成も検討しなければいけないということはあると思いますが。そういう方向でどうでしょうか。

【委員】: 市民参加推進評価会議は、例えば審議会に女性は何人、男性は何人参加しているのかどうか、ちゃんと市民が参加しているのかどうかをチェックする会議。市民協働推進会議は、市民参加・協働を推進していくための会議で、私も2年くらい出たと思うんですが、その会議の名前を見ても、きっちり役割がわかっている会議なんです。それが自治基本条例にどうつながるのかがよくわからない。例えば「市民参加推進評価」を外して、自治基本条例の見直しが必要かどうかを入れる、それも5年に1度とか…それはしんどいと思いますので。入れるなら毎年入れないと消えてしまうと思います。

【会長】: 現行はそうですが、現行のやり方を改めなければいけないというのが前提だと思います。

あと、附属機関は規則で定めるので、追加していくことができます。この自治基本条例の検証をする上で必要な機関を2つに限定する必要はないということで、その辺りは柔軟に考えていただければと思います。現行の条例ですと、市長が一定の期間という縛りの中で判断するだけですが、改正案では市民の皆さんの意見を根拠に検証をやれるということで、むしろそれより民主主義的なことではないかなと思います。

現行機関だけを見ていくといろいろ不安なこともあります。現行機関の運営のあり方について所管部局の間で検討していただくことが必要ですし、さらに自治基本条例は基本となるもので、全ての施策に関係していきますので、より市民の意見を出すのにふさわしい附属機関があれば、今の2つに加えていただく必要があります。そういうことも踏まえて、「附属機関などの意見を市長が求める」という場を設けてはどうか、という提案です。

そこら辺で原案を修正させていただいてよろしいでしょうか(→異議なし)。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

(2) 未審議事項の答申内容について

【事務局】: 資料7-2の「未審議事項の答申内容について」の資料をご覧ください。これは、初回で示した「内部検証結果報告書」で改正について、事務局の方で検証が必要と記載した事項のうち、第3回、第4回審議会で審議していない事項について、事務局で答申に向けた案を作成させていただいたものです。今から説明させていただく内容について、答申書への記載についてご意見をいただきたいと思います。

1 第7条(市民参加の権利)

【事務局】: 現行「市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。」の「等し

く」を削除するという提案です。

ポイントとしては、この条の趣旨は、およそ市民であれば、同じ立場で市民参加の機会が得られることを保障することで、市民参加を推進することにあります。現在の表現だと市民参加の機会に留まらず、希望する市民であれば無制限に市民参加ができることを保障しているような誤解を招くおそれがあります。以上のことから「等しく」という文言は、削除した方がよいと考えます。

【会長】:この改正案についていかがでしょうか(→異議なし)。

では、改正案でいきたいと思います。

2 第8条(行政サービスを受ける権利)

【事務局】:現行で「市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。」の「等しく」を削除するという提案です。

ポイントとしては、この条の趣旨は、解説にあるように、「定められたルールの範囲内で市が提供するサービスを等しく受ける」ものであると考えられます。「等しく」という文言が用いられていることにより、市民であれば、住所地や納税の有無等にかかわらず、無条件に等しく行政サービスを受けることができる権利を保障しているような誤解を招くおそれがあります。以上のことから、「等しく」という文言は、削除した方がよいと考えます。

【会長】:この改正案についていかがでしょうか(→異議なし)。

では、改正案でいきたいと思います。

3 第9条(市民の責務)

【事務局】:まず第1項について。現行で「市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。」という表現になっています。第1項で「責任」という用語を用い、「担い手として」という抽象的な事柄に対し市民に責任を負わせる規定となっています。ただし、解説にあるように、ここでいう責任は法的な義務を伴うものを意図していません。「責任」という用語を敢えて用いなくても本条の趣旨は変わりません。以上のことから、第1項の「責任」を削除した方がよいと考えます。

続いて、第3項について。現行で「市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。」となっています。解説には、「負担とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料など」とされていますが、市民税等の税は、原則として本市の住民であるためにサービスの提供の有無に関わらず発生するものです。一方、分担金・使用料・手数料等は、特定のサービスの対価として発生するものなので、両者は性質が異なり、本来は分けて考えるべきものです。解説の内容もあいまって、第3項の規定では、市民税等に関し、市外住民にも負

担の義務があるかのような誤解を招くおそれがあります。住民としての負担の分任義務については、地方自治法第10条に定められており、特に本条の第3項がなくても、本条の趣旨は変わらないと考えます。以上のことから、第3項を削除した方がよいと考えます。

続いて、第4項について。現行では「市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。」というように、第一項と同じく「責任」という用語を用いています。ここに「責任」を使用した趣旨は、解説には明示されていませんが、第1項と同様、法的な責任という意味で使用されたものではないと考えられます。類似の内容が規定されている第2項では「配慮」という用語が使用されており、第4項も同じ「配慮」という用語を用いた方がより正確に本条の趣旨を表すことができると考えます。よって、第4項の「責任」を用いた表現を「市民は、良好な環境が次世代に引き継がれるよう配慮します。」と規定に改めたいと思います。

【会長】:この改正案についていかがでしょうか。

【委員】:責任という言葉がなくすとあったのですが、逐条解説についても直していくということでよかったですか？

【事務局】:この資料の5番に書いてありますように、条例改正をする際は、併せて逐条解説の内容についても、条例の改正内容、趣旨を踏まえ、これと整合を図るよう改正すべきことを答申書に記載したいと考えます。

4 第14条(市民参加)

【事務局】:現行では「市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。」と、市民参加については条例の規定を約束していますが、協働については、「安城市市民協働推進条例」を制定し、市民協働に関する基本的な事項を定め、協働の推進を図っているところですが、本条例に、協働の推進を図るための条例の制定の担保がない状態です。

協働の推進は、市民参加と並ぶ本条例の基本原則であり、重要かつ主要な施策です。以上のことから、協働の推進を図るための基本的な事項を定める条例の制定を担保する旨の規定を追加し、あわせて、全体が分かりやすい表現に改めています。

具体的には、「市民参加と協働の推進を図るための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。」という表現を考えています。

なお、「市民参加の権利」に関しては、第7条でも規定しており、本条でこの用語を用いなくても、条例全体の趣旨は変わらないと考えています。

【会長】:この改正案についていかがでしょうか。

【委員】:今の提案の方がすっきりはしますが、他の推進条例だとかも出てくる可能性もあると思うんですが、その場合またここを変えるのかなあと。1:1で対応していれば誤解の余地もなくわ

かる。「市民参加」という言葉が、市民が参加して一緒に何かやっていると解釈すれば、今の市民参加でいろいろな活動が包括される言葉になるような気がします。そうすると、ここで1:1に結び付けておくと、また何かしようとする時に、条文をまた直すのか、その辺りの見解を聞かせていただきたいと思います。

【事務局】:自治基本条例の第4条をご覧いただきたいと思いますが、ここに自治の基本原則として、「市民…は市民参加と協働によるまちづくりを進めます」と。特に市民参加と協働に関しては、自治の基本原則ということで定めています。第3条でも、市民参加と協働はそれぞれ分けて定義をしていますので、敢えて条例制定の担保を入れておくべきかなと、今回ご提案させていただきました。それ以外のものについては、現状、特段に、1つ1つ紐づけていくことは想定していません。

【委員】:わかりました。私はいいと思います。

【会長】:この改正案でいいでしょうか。

【委員】:内容的に不服はありませんが、こことここは意味が同じだからやめましょう、こことここは重複するからやめましょうということですが、つくった時は、皆さんに理解していただくために敢えて強調して重複して書いたという記憶があります。時代とともに言葉の使い方が変わってくる中で、それこそ、どんどん変わったら変だという、さきほどのご意見のように、なんでそんなに変わらないことを、いちいち変える必要があるのかという疑問を持ちながら聞いていました。変えちゃいけない理由は持っていないんですが、なんで変えなくてはいけないのかなあ、こんなに言葉づかいをコロコロ変えていいのかなあ、また時代が変わったら、コロコロ変わるなあと感じています。

【会長】:恐らくこれからも変わっていくと思いますが、変わる根拠については、市民参加のこういう会議体できちっと話し合いをしていく必要があると思います。

【委員】:変える必要があるのかについて検討していただきたいと思います。

【会長】:策定時の想い、受け止め方、他市町の策定状況など、いろんな観点で検討してつくられたものだったと思います。ただ、その後、自治の発展や皆さんの日頃の生活からより抽出すべき課題があるとか、この点は通り過ぎたとかいったことについて、見直しをするという判断があったんだと思います。

変えることは決して問題ではないと思いますが、その根拠について、皆さんが了解をされれば、見直す、というふうに思います。

特に今回一番重要だったのは、最高規範の扱いだったと思います。そういった所と同様の扱いを今回した、というところだと思います。

こういうご意見があったことは、きちっと議事録に残したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

5. あんじょう未来カフェの報告

【会長】:あんじょう未来カフェの報告については、資料がありますので、これをご覧いただいていた
だきたいと思います。

6. 連絡事項

【事務局】:ありがとうございました。今日いただいた様々のご意見を踏まえて、一部修正箇所等もあ
りますので、次回、2月26日の審議会において、修正案を含めた答申案についてお諮りさ
せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】:事前に答申案を各委員の皆様にお送りします。ご覧いただいて、ご意見を携えて、次回御
参集いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、以上で第5回自治基本条例審
議会を終了したいと思います。長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

以 上